

『埋蔵文化財の活用と地域研究』

—平成28年度・平成29年度埋蔵文化財担当職員等講習会記録集—

平成30年3月30日

文化庁文化財部記念物課

例　言

1. 本書は、平成28年度・平成29年度埋蔵文化財担当職員等講習会で開催したシンポジウム「埋蔵文化財行政における保存と活用（XIV）—埋蔵文化財の活用と地域研究—」における基調講演の記録集である。
2. 本講習会は以下の日程で実施した。開催にあたっては、秋田県教育委員会、滋賀県教育委員会、神奈川県教育委員会、福岡県教育委員会より全般にわたる協力をいただいた。

平成28年度

第1回 平成28年9月7日（水）～9月9日（金） 秋田県秋田市

第2回 平成29年2月1日（水）～2月3日（金） 滋賀県大津市

平成29年度

第1回 平成29年8月30日（水）～9月1日（金） 神奈川県横浜市

第2回 平成30年1月31日（水）～2月2日（金） 福岡県福岡市

3. 基調講演の文章化にあたっては、音声データを活字化したものから不要部分を削除し、講演者に校正していただいた。
4. 本書の編集及び刊行趣旨の執筆は文化庁文化財部記念物課埋蔵文化財部門が行った。

目 次

例言

「埋蔵文化財の活用と地域研究」刊行趣旨	1
福田孝司「埋蔵文化財行政と地域研究」	3
平成28年度第2回 埋蔵文化財担当職員等講習会基調講演録	
坂井秀弥「埋蔵文化財の活用に果たす地域研究の役割」	25
平成29年度第1回 埋蔵文化財担当職員等講習会基調講演録	

「埋蔵文化財の活用と地域研究」刊行趣旨

1. 埋蔵文化財活用の現状

埋蔵文化財保護行政を適切に進めていくには、埋蔵文化財の「把握・周知」「調整」「保存（記録保存調査を含む）」「活用」の4つの段階をバランス良く連動させながら実施することが求められる。昭和40年代からの高度経済成長や平成バブル経済による大規模開発事業の増加は発掘調査優先の状況を生み出しつつも、それに伴って全国で埋蔵文化財専門職員（以下、「専門職員」という。）の配置が進められ、埋蔵文化財保護の体制整備がなされてきた。この間、専門職員は地域に根差した調査研究を地道に行い、その成果の公開・普及に努めてきた。近年は、文化財に対する国民の関心がいっそう高まっていることをうけて、これまで蓄積してきた調査成果を地域の文化資源として積極的に活用し、地域づくり・ひとづくりに活かすための諸方策が講じられているところである。

文化庁では、平成19年度に『埋蔵文化財の保存と活用（報告）』を示し、埋蔵文化財を地域の資産として活用し、地域づくり・ひとづくりに活かすという考え方を提示するとともに、埋蔵文化財担当職員等講習会においては「保存と活用」をテーマに各地の事例の紹介等を行ってきた。全国で行われてきた活用事業によって、地域住民からは文化財に地域の歴史・文化を知るための役割としてだけでなく、地域のアイデンティティの拠りどころや地域振興、観光産業の核としての役割など、多様な位置づけを与えていくことも期待されている。こうした期待に応えていくためには、単に遺跡を会場として利用し、遺跡の内容に関わりない集客的イベントを行うのではなく、埋蔵文化財のもつ価値が、日本にとって、地域にとってどのような意味をもっているのか、という関心に誠実に答えていくことができるよう「より上質な活用」を行うことが求められている。

こうした現状認識に基づき、平成28年度・平成29年度に本講習会で実施したシンポジウム「埋蔵文化財の保存と活用（XIV）—埋蔵文化財の活用と地域研究—」は、埋蔵文化財のもつ価値を適切に把握し公開活用していくためには、専門職員による専門性を活かした地域研究が重要であることを改めて確認することを目的として企画したものである。

2. 埋蔵文化財活用の手法と内容

埋蔵文化財の活用にあたっては、遺跡を舞台とした体験学習会等の様々なイベントや、埋蔵文化財を対象とした展覧会・講演会の開催、広報資料の作成・配布等といった取組が活発に行われている。また、最近ではソフトウェアを用いたAR（拡張現実）・VR（仮想現実）など、視認性に乏しい埋蔵文化財の弱点を克服し、受け手側のイメージ形成を促すよ

う工夫をこらした取組も数多く実施されており注目されている。このように、埋蔵文化財の活用には様々な手法が考案され、試みられていることは高く評価される。

その一方で、埋蔵文化財を活用していくにあたって改めて留意すべきなのは、活用手法とともに、伝えるべき内容の深化であると考えられる。いかに活用手法が優れていたとしても、伝えていくべき埋蔵文化財の価値自体の理解が不十分ということでは、活用事業も十分な効果を発揮しない。日頃の地域研究を通じて、埋蔵文化財をどれだけ深く正確に理解しているか、それらを地域の個性豊かな歴史の中に位置づけることができているかとうことが、活用事業によって伝えるべき地域史に深みと広がりをもたらすと考えられる。

この基礎的取組の継続によって、埋蔵文化財を地域の歴史的・文化的な魅力を発信するための文化資源へと昇華させることで、やがては観光をはじめとした施策に埋蔵文化財を効果的に活用していくことにもつながると考えられる。したがって、埋蔵文化財活用を真に創造性豊かな業務として取り組むためには、専門的知識に基づいて各地域の埋蔵文化財を地域史の中に正しく位置付けることのできる専門職員を配置することが求められる。

3. 行政目的で行う地域研究の在り方

地域研究を行うにあたって、個人研究と行政目的の研究を区別しておくよう心掛ける必要がある。研究という営為である以上、個人研究と行政で行う研究を方法論によって明確に画することは難しいが、その目的は明確に異なると考えられる。学究的な目的で行う個人的な考古学研究とは異なり、行政で行う地域研究とは、第一に発掘調査をはじめとする埋蔵文化財行政の各段階において、専門的見地から行う適切な調査・研究に基づいて、埋蔵文化財の価値を適切に把握することを目標とする。それとともに、その成果に基づいて地域史を充実させること、それを埋蔵文化財の保存と整備・活用に結びつけていくことを目的としたものと整理される。

講習会では、行政における地域研究の在り方と重要性について、稻田孝司岡山大学名誉教授と坂井秀弥奈良大学教授から基調講演をいただいた。さらに、専門的見地からの地域研究によって埋蔵文化財から地域の歴史・文化を明らかにし、効果的な魅力発信につなげてきた事例についても9名の行政担当者から紹介していただいた。本書は、その際に基調講演をいただいた両教授による講演内容を収録したものである。講習会当日、参加できなかつた地方公共団体や専門職員の方々にも、その内容を共有し、今後、地方公共団体の中で、あるいは各都道府県内において議論を深めていただく材料になればと考え、その講演録を冊子として取りまとめ配布することとした。

地域研究は各地方公共団体において行われる必要がある。それぞれの置かれた立場の中で、埋蔵文化財の保存と活用を今後いっそうバランスよく実践していくにあたって、本書が行政における地域研究の重要性について、共通認識を醸成していく礎となることを期待するものである。

埋蔵文化財行政と地域研究

岡山大学名誉教授 稲田孝司

【日時】 平成 29 年 2 月 1 日（水）

【会場】 ピアザ淡海（滋賀県立県民交流センター）

はじめに

おはようございます。ご紹介いただきました稻田でございます。今日は「埋蔵文化財行政と地域研究」というテーマで話をいたします。今回の講習会のテーマでは、埋蔵文化財行政における研究のあり方、地域研究のあり方、組織的な研究と個人研究のあり方などが話題になるようですが、そもそも埋文行政の職場では「研究」という言葉をなかなか出しづらい、というのが一般的な傾向でしょう。調査員が発掘現場でやっている仕事は考古学の研究そのものなのですが、法律や役所の建前はそうではない、そこに多くの悩みや難しさがあるわけですね。今回の講習会のテーマは、その問題から逃げない、埋文行政における行政的な側面と研究の側面とを相容れない困難としてとらえるのではなく、相乗効果を發揮しうる二つの側面としてプラス方向に考えられないか、という意欲的な問題提起のように思われます。

日本の埋文行政では考古学とか研究という言葉を使わない、それには日本的な事情があるわけです。世界のなかではかなり特殊でしょう。ヨーロッパの場合、とくにフランスでは法律の中に「考古遺跡」とか、「事前考古学はあらゆる学術研究に適用される原則により管理される」などと書かれています。行政で呼ぶときにも、日本のような「埋蔵文化財行政」ではなく、「考古行政」と呼ぶ。埋文行政の担当部署は、文化省の出先機関である「考古課」です。考古学の歴史には国々で違いがあり、ヨーロッパの場合には考古学という学問が早くから市民権を得ていた、行政的な認知度が高かった、というような背景のもとで文化財保護行政が発展していった、という事情もあるわけです。

日本の場合は、戰後の昭和25（1950）年に文化財保護法ができる段階では、まだまだ考古学というのはマイナーな学問分野でして、考古学のために遺跡を保護するといった発想は出てこない。少なくとも行政のなかでは、そんな法的枠組みはつくれないし、つくらなかつたわけです。しかし、遺跡が壊されては困る。そこで遺物、遺跡といった考古学用語にかえて、埋蔵文化財、埋蔵文化財包蔵地などの言葉を造語し、文化財保護法に保護の規定を設けたわけです。

そういう事情があったとしても、みなさんが毎日やっている仕事は考古学の発掘調査そ

のものじゃないか、なぜこれを考古学といわないで埋蔵文化財行政、埋蔵文化財の調査というんだ、という疑問は残りますね。

では、日本ではじめから考古学という学問を錦の御旗に掲げて遺跡保護の行政をしていれば本当に発掘調査や遺跡保護が進んだのかというと、それは疑問でしょう。考古学という旗を掲げなかった日本の方が、つまり埋蔵文化財行政の方が、ヨーロッパでいうところの考古行政よりも、事前発掘でも遺跡保護でも大きな実績をあげたのです。

例えばフランスの場合だと、開発事業に対応するための遺跡保護体制が確立したのは、「事前考古学に関する2001年1月17日付け法律第2001-44号」が成立してからです。学界や研究者が大きな運動をし、政府へ働きかけたのです。この法律が2003年に一部改正され、現行法となっています。開発事業関係の発掘調査、調査経費の事業者負担、国が関与した調査機関などは2001年法以前にもあったのですが、対応は部分的で体制が弱かったです。その頃の法律は、「考古学発掘の規制に関する1941年9月27日法」という法律だけでした。考古学の発掘を国が規制する、国が学問を統制する、というのです。法制定時の政権のイデオロギー政策が絡んでいたわけで、歴史や考古学の研究が法律や行政の前面に出てくると政治や国家体制に翻弄されやすい。第二次世界大戦中の特殊な状況下でできた法律でしたから、刑法による厳罰で発掘を規制したけれども、戦後の開発事業による遺跡破壊には対応できなかったわけですね。

日本の文化財保護法の体系では、考古学という一つの学問のために遺跡を保護するのではありません。遺物や遺跡つまり保護法のいう埋蔵文化財やその包蔵地が「国民的財産」であるから保護するのだ、という枠組みです。そういう枠組みのためにあえて考古学用語を使わず、埋蔵文化財や埋蔵文化財包蔵地といった用語をつくったのです。ややこしい言葉

1950(昭和25年) 文化財保護法制定

1966(昭和41年) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法

1980(昭和55年) 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法

1992(平成4年) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約、日本受諾

2001(平成13年) 文化芸術振興基本法

2002(平成14年) 文化芸術の振興に関する基本的な方針、閣議決定

2006(平成18年) 地方公共団体から世界遺産暫定一覧表に追加記載すべき文化資産を公募

2007(平成19年) 歴史文化基本構造(文化審議会文化財分科会企画調査会)

2008(平成20年) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法)

2008(平成20年)~2010(平成22年) 文化財総合的把握モデル事業

2011(平成23年) 文化芸術の振興に関する基本的な方針(文化芸術振興基本法に基づく第三次基本方針)、閣議決定

2011(平成23年)~2013(平成25年) 文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業

2015(平成27年) 文化遺産を活かした地域活性化事業(歴史文化基本構造策定支援事業)

2015(平成27年) 日本遺産の認定



鹿児島県奄美市

文化財総合的把握モデル事業、その後

第1図 文化財保護の流れ

ですが、保護法の制定過程を国会の議事録などで調べると、法案の作製にかかわった当時の人们と工夫と努力を重ねたことが分かります。

埋蔵文化財が国民的財産であるからこそ、日本では行政の中に埋蔵文化財保護という分野を確立することができた。そして、昭和39（1964）年以降、開発事業に際して違跡破壊の恐れがある場合には開発事業者が発掘調査経費を負担し地方公共団体が発掘調査を担当する、そしてその成果を整理・報告して国民に返していくという、こういう省庁間の覚書ができる、これが今日の埋蔵文化財保護行政の根幹になっているわけです。

だから、日本で表立って考古学とか研究といわない、何となくすっきりしない面があるかもしれませんけれども、その反面で、これだけ大きく国民の中に根づいた埋蔵文化財行政を築くことができたんだという、その点をよく理解しておく必要があるのではないかと思います。

1. 日本における文化財保護の歴史

（1）日本の文化財・文化遺産保護における三つの流れ

そういうわけですから、埋文行政の中での研究のあり方、あるいは地域研究のあり方ということを考えるときにも、まず文化財行政全体の流れの中で埋蔵文化財行政がどのような位置づけにあったのか、を見ておくことがとても大切です。この図（第1図）は、今日の文化財、そしてより広く文化遺産・歴史遺産というものにかかる行政が、大きく見て三つの要素、三つの流れでもって形成されていることを示しています。

文化財保護法 一つは、一番上に書いてある文化財保護法です。最初にすでにふれましたが、この文化財保護法は、戦前の「史蹟名勝天然紀念物保存法」、「国宝保存法」、「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」、こういうものの骨組みを引き継いでつくられたものですから、保護対象の文化財数が限られています。少數の文化財を指定し、非常に厳格な規定で恒久保存する、現状を変えないということを基本原則とする法律です。地方には地方の指定文化財があるのですが、どちらかといえば中央集権的な伝統をうけた行政といえるでしょう。

古都保存法・歴史まちづくり法 もう一つが、昭和41（1966）年の「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」ですね。いわゆる「古都保存法」。それから、昭和55（1980）年の「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備に関する特別措置法」、いわゆる「明日香村特別措置法」。それから最近では平成20（2008）年の「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」、通称「歴史まちづくり法」で、これは皆さんのがんばり取組んでおられる方がいると思います。

この旧建設省、今日の国土交通省の所管する保護の仕方というのは、市町村を基礎にして非常に広い範囲を、しかもそこでは実際に市民が生活しているわけですから、住民が豊かに生活でき、なおかつ文化的・歴史的な景観ですか、文化財的な価値をちゃんとまもっていこうという、こういう大きな流れがあります。これは文化庁とは所管が違うので教育委員

会の中などではあまり話題にされませんが、これが今日的な文化財・文化遺産行政に非常に大きな影響を及ぼしてきていることも間違いがないわけです。

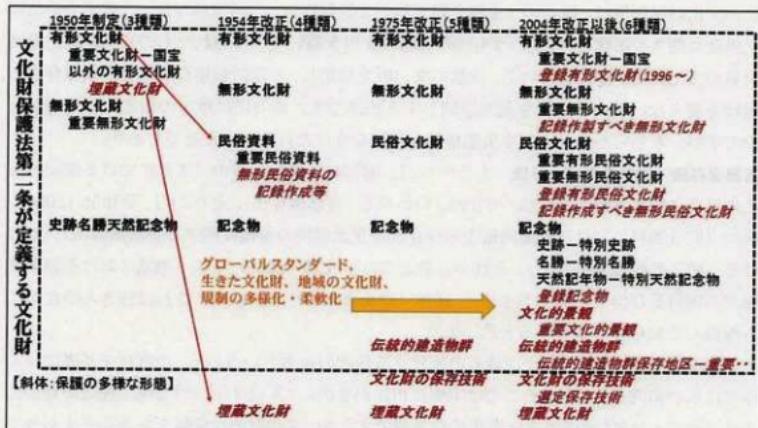
世界文化遺産条約 それから、最後の一つが「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」、いわゆる「世界遺産条約」ですが、日本はこれを平成4（1992）年に受諾して締約国になりました。要するに日本の文化財行政も世界のグローバルスタンダードと向き合っていかなければならないという、これが3番目の流れです。

この三つの要因・流れが、今日の文化財行政全体のあり方を規定していますし、埋め行政の今日の在り方、そして、今日のテーマにもなっております地域研究、こういうものにもかかわってくるように思います。

（2）歴史文化基本構想

このような経緯を踏まえると、一つの大きな転換点として、平成19（2007）年の歴史文化基本構想があります。この中でいわれたことは、従来は国や地方の指定文化財が行政的な保護対象となってきたが、そういう指定文化財だけじゃなくて、同じ地域にある埋蔵文化財だと、指定文化財以外のものでも地域にとって意味のある文化遺産・歴史遺産なら、それらをまとめて保護するやり方があるんじゃないかな、ということでした。この提言の後、平成20年度からの「文化財総合的把握モデル事業」、平成24年度からの「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」、平成26年度からの「文化遺産を活かした地域活性化事業」などが続き、それが今日の「日本遺産」にまでつながってきています。

例えば、このモデル事業の中で、鹿児島県の奄美市でおこなわれた事業もその一つですけれども、集落ごとにこういう地域の文化財をまとめた説明看板を作つて立てています（第1図の下）。そして、例えば、この地域にある石垣の謂れであるとか、自然のゴツゴツとした



第2図 文化財の種類

岩に関する地元の伝説、地元の伝統的な料理にはこんなものがあるとか、そういうことをまとめた説明をやっているのです。つまり、指定文化財だけじゃなくて、地域の人々が住んでいる生活そのものを文化財として見直していくという事業が進んでいるわけです。

(3) 文化財保護法の変遷

もう一つの図（第2図）を見てください。これはこれまでとは視点を変え、文化財保護法における保護の種類の歴史的な変化をまとめたものです。この外側にある点線の枠組み、これが文化財保護法第2条の定義する「文化財」です。図の右端が現在の「文化財」の種類の構成で、埋蔵文化財というのはこの定義の「文化財」から外れています。文化庁公式の「文化財保護の体系」模式図でもこのようになっています。どうしてこうなるのでしょうか。

埋蔵文化財の位置 最初、昭和25（1950）年に文化財保護法が制定されたときには、文化財の種類は、国宝・重要文化財などからなる有形文化財、そして無形文化財と史跡名勝天然記念物の三つがあったわけです。そして、埋蔵文化財というのは、この有形文化財のなかに、「重要文化財以外の有形文化財」として、含まれていたわけです。

ところが、昭和29（1954）年の保護法改正にともない、このときに初めて埋蔵文化財が一つの章として独立した規定をもったわけです。開発事業がだんだん増えてきて、埋蔵文化財行政の条文を整備しなくちゃいけないというので、条文が増えて章に昇格したのです。しかし有形文化財とは別の章として独立した結果、第2条规定の「文化財」の枠から外れてしまった、ということですね。このとき、同じく有形文化財に含まれていた民俗資料は、有形文化財、無形文化財と並んで、あらたな民俗資料という種類の文化財に独立しました。同じ独立するのでも、文化財の新たな種類として独立するのと、文化財の枠外へ出るのとでは、意味がまったく違いますね。

重要伝統的建造物群保存地区 それから、昭和50（1975）年にも大きな法改正があります。このときには、新たに伝統的建造物群保存地区が追加されました。この伝統的建造物群保存地区や文化的景観の手法は、いわゆる風致に関して旧建設省や国交省でやっていたような保護の仕方、規制の仕方からいろいろ影響を受けています。まず地方公共団体の条例でその伝建地区を選んで、そして、それを国が選定する、というシステムになっています。地域が主体になって保護する。そして、広域に保護する。生活をしている生きた文化財。現に生活している住宅を含めて保護していくという形で、この伝建が文化財として増えたことは、文化財保護法の歴史の中ではたいへん大きな意味があります。

文化的景観 そして次に、平成16（2004）年の改正では、今度は文化的景観が入ってくる。この文化的景観はもういうまでもなく世界文化遺産の影響ですね。世界文化遺産の中で、この文化的景観を保護していくという世界の流れがあって、日本もこれに追いついていかなくちゃいけないということです。これも非常に広範な範囲を、地方公共団体の行政を基礎にして保護していきます。

このように、文化財保護法の流れを全体として見れば、①地域が主体になった文化財の保護へ、②広範な地域を含む文化財の保護へ、そして、③柔軟な規制で保護するという方向へ、

大きく文化財行政の内容が変わってきたのです。もちろんというか、むしろそうであるからこそ、その一方で厳格な規制による保護、伝統的な保護行政が有意義であり、大切なことです。

(4) 埋蔵文化財保護から文化財保護へ

そこで、埋蔵文化財です。昭和29（1954）年の改正のときに文化財の枠組みから外に出てしましました。埋蔵文化財は最初から規制が緩やかです。文化財保護を求める学界や市民団体は規制が弱いといって批判し、開発事業者の側からは、こんな規制だけで発掘調査費を出さなければならないんですか、という声が出る場合もあるわけです。地方公共団体の担当者の皆さん方が調整にご苦労される場面も少なくないのです。

しかし、周知の埋蔵文化財包蔵地、最初の全国遺跡地図で約14万カ所、現在は約46万カ所ですが、これは厳密な範囲も地番もすぐには特定しきれない多数の埋蔵文化財包蔵地を網羅的に保護規制の対象にできたという、画期的な内容をもっています。だから、広い範囲を規制はするけれども、その規制の仕方は柔軟である。柔軟な保護であればこそ、幅広い保護が可能であった、ということになるわけです。戦後の文化財保護は、小数の指定物件を厳格な規制で保護するという伝統的な行政から始まり、その後、伝統的建造物群保存地区や文化的景観等を含んで広域保存と柔軟な保護手法が展開するという過程をたどってきたのですが、結局、埋蔵文化財の保護や埋文行政の在り方というのは、そういう今日的な文化財行政を何十年も早くから先取りしてやってきたんだということになるでしょう。望んでそうしてきたわけではないのですが、結果的には先駆的な役割を果たしてきているのです。先駆性は、ただそれだけではありません。

埋蔵文化財行政に関係する地方公共団体等の専門職員は、ピークの平成12（2000）年に7,000人を超えるました。発掘調査や埋文行政で育った人材は、教育委員会のなかで専門職として頼りにされる。専門外ではあるけれども有形文化財、無形文化財、民俗文化財、天然記念物、文化的景観、伝達など、さまざまな地方公共団体が担うべき仕事の実務的な人的資源ともなってきたわけです。それぞれの分野に専門職がいることが望ましいのでしょうか、定員は増やせない、で埋文職員に、となるわけです。皆さん方もきっと経験がありますね。

発掘調査をやるために埋文行政に入った私が、無形・民俗や野鳥・カモシカとつき合わされて、と残念がる人がいくらかはおいででしょうが、多くの方は埋文の発掘と行政で鍛えてきたからこそ、こういう文化財全般も支えていくんだという気概をもって業務をこなしてこられたのだと思います。文化庁には史跡、天然記念物、有形文化財等々のそれぞれの分野に専門調査官がおいでになるわけですが、地方公共団体へいくと多様な実務を小数の職員がかけもちで担当し、埋文職員がそこで活躍する機会も多いわけです。埋文職員が文化財行政全般の考え方や仕組みを学習する絶好の機会でもあるわけです。

地方公共団体の埋蔵文化財行政は、必要に迫られたことではありましたが、早くから発掘調査体制をつくり人材を育成してきた、そのことが文化財保護全般の推進にも大きな役割を果たしてきたのだということに自信をもって、これからも保護法関係の諸分野に「歴史

まちづくり」なども含め、いろいろな方面で活躍していただければと思います。そうした実績の積み上げが、文化財保護法第二条における「文化財」の定義の再編につながるかも知れません。

2. 埋蔵文化財行政と地域研究

(1) 個人の考古学研究と埋文行政の地域研究

個人研究と地域研究　さて、今日のテーマと直接関係するお話をですが、「埋文行政と地域研究」ということで、二つの黒丸で示しております(第3図)。上のほうは、地方公共団体専門職員の考古学的な個人研究、それから下は地方公共団体による埋文行政としての地域研究。

これは両方とも必要です。両方とも必要なんだけれども、個人研究というのは、大学・研究機関と違って行政組織の中では必ずしも保証されない。埋文センターのような調査組織ではやや異なるかも知れませんが、やはり業務・本務優先でしょう。埋文行政の初期の時代、つまり1970年代の頃には、埋蔵文化財行政は考古学的な発掘調査をやっているのだから研究第一でやらなくちゃいけない、というふうに非常に機械的に理解する風潮がごく一部ですがありました。専門職員が個人的な考古学的関心で行政を引き回す、なんてことになれば、役所や国民に支持されるはずがありません。まだ、埋文行政の体制が固まっていない、流動的な時代でしたね。

だからといって、行政に個人研究は不要なんだ、といいたいわけではないのです。それとは逆で、そうした注意点を踏まえたうえで、埋文行政は研究のしっかりできる専門職員を本来求めているのだと思います。民間の会社だって、自社の業務内容に研究熱心な人材を求める

埋蔵文化財行政と地域研究

●地方公共団体専門職員の個人的な地域研究

専門職員の深く幅広い専門知識や研究意欲が地方公共団体の地域研究を推進する。
諸学会・時代別・テーマ別・地域別研究会等への参加。

●地方公共団体による埋蔵文化財の地域研究（組織としての地域研究）

1. 地方公共団体にとって、所在する自然環境や文化遺産は所与の条件であって、選択することができないし、選げることもできない。現にある条件の中からいかに地域の歴史を見えるか。
 2. 現代の土地利用状況によって地域研究は古まざまな制約を受ける。いかに有利な条件を活かし、あるいはいかに困難な制約を乗り越えて地域の歴史を見えるか。
 3. 地域研究の成果は目に見える形で地域へ、全国へ発信されなければならない（現地説明会、展示、市民向け刊行物、市販図書、史跡公園等）。
- 埋蔵文化財行政の半世紀の歴史は、開発事業者・地域住民・マスコミ・諸学会・市民運動等の協力も得て、多くの地域研究の実績を積み上げてきた。

第3図 埋蔵文化財行政と地域研究

るのと同じことです。埋文行政は専門性がはるかに高いわけですから、専門職員が力量をつねに高めていくように職場が種々の配慮をおこなうことが必要でしょう。埋蔵文化財センターで紀要のような刊行物をもっているところでは、職員が積極的に執筆して自分の得意な専門分野をのばし拡げるよい機会になると思いますし、地域研究の拠点にもなり得るわけです。

そんなことですから、個人の考古学研究をしっかりやって地域の文化財の意義を深く理解していく、そして個人のレベルでやる考古学研究と、行政としてやる地域研究、これを上手く調和させて進めていただくのが理想ではないでしょうか。この点については後でご発表になる方々が素晴らしい実例を報告されると思いますので、今日の私の話では組織としての地域研究がどうあるべきなのかという、この点に絞りたいと思います。

地域研究の特性 埋蔵文化財行政における組織としての地域研究の特性としては、以下の3点に特徴があるのではないかでしょうか（第3図）。

1番目。地方公共団体の埋文行政にとって、地域内に所在する自然環境や文化遺産は与えられた条件であって、それを選択することができないし、それから逃げることもできない。現にある条件の中からいかに地域の歴史を発見するか、が課題になります。大学等の研究では、一番研究課題に適した地域・資料を選ぶことができるわけです。地方公共団体が組織でやる地域研究は、そうはいかない。こういう制約があります。しかし逆にいうと、ある地域の埋文行政組織にとってはその地域の文化財研究を進めるのにいちばんよいポジションにいる、ということにもなるわけです。

そこで2番目。しかし、現在の土地利用状況によってその地域研究はさまざまな制約を受ける。いかに有利な条件を活かし、あるいはいかに困難な制約を乗り越えて、地域の歴史を発見するか、が課題になります。非常に条件の良い場合もあれば、もう手も足も出ないような厳しい条件の場合もあるわけです。しかし、結局、そういう条件の中で、どう克服していくのか、そして、利点がどこにあるのか、ということをよく考えざるをえないわけです。

それから3番目。地域研究の成果は目に見える形で地域や全国へ発信されなければならない。現地説明会ですか、市民向けの展示会や刊行物、市販図書、それから、史跡公園などです。これはもう皆さん方が毎日苦労してやっておられることですね。これもやはり大学の研究とは違うわけです。大学も近年は新たな方向を模索しているようですが、ともかく地方公共団体のやる組織的な地域研究というのは、最後に県民・市民に届いてはじめて行政としての役割が果たせるのだということです。

埋蔵文化財行政の半世紀における歴史では、開発事業者、地域住民、マスコミ、諸学会、市民運動など多方面の協力を得て、多くの地域研究の実績を積み上げてきました。要するに、毎日皆さんが役所でやっておられること、現場へ出て造構検出に汗を流していること、整理室で作業をしていること、その毎日が行政としての地域研究の積み上げなんだということでしょう。以上の3点を踏まえ、地域研究がどのように進められているか、進めればよいのか、いくつかの実例を見たいと思います。

(2) 地域研究の実例から

鎌倉幕府跡の研究と課題 日本で唯一の遺跡がある市町村に所在する、としましょう。もちろんどの堅穴住居もどの埋葬遺構も日本で唯一なのですが、通史的に見て歴史のなかで重要な画期をなす遺跡というのはそぞらにあるものではないでしょう。わかりやすくいえば教科書に載るような遺跡、多くの国民が知っている遺跡です。そういう遺跡はもうたいてい史跡や特別史跡として手厚く保護されているわけですが、まだそこに至らない遺跡もあるわけです。その一つが鎌倉幕府の遺跡です。

鎌倉幕府の中央機構の所在した場所としては、大倉幕府から宇都宮辻子幕府へ、そして若宮大路幕府へと三カ所遷ったとされています。『鎌倉市史』の中で高柳光寿さんが幕府の場所の推定をされて、その説が受け継がれてきました。これは山村亜希さんの研究書から転載した図（第4図）ですが、ここに鶴岡八幡宮があって、その前から若宮大路が一直線に伸びています。バスや車でやってきた観光客・修学旅行の生徒さんたちは、たいていこの若宮大路を通って鶴岡八幡宮へ参り、さらに大仏さんや著名な寺院等を訪ねるコースなのですが、最初の幕府跡が鶴岡八幡宮のすぐ東側にあることはほとんど知らないで素通りするようです。ガイドさんは説明ぐらいはするのかも知れませんが、住宅や学校がたてこんでいますから、大型バスが入る余地はほとんどないし、入っても地表で見える遺構は何もありません。せっかく鎌倉の幕府跡近くへ行きながら、生徒さんたちはそれを知らずに教科書で源頼朝像を見たり、幕府の統治機構のようなことを学習するわけです。

とても惜しい、と誰もが思われるでしょうが、鶴岡八幡宮あたりは本当に都市化が進んでいます。重要さは分かっていても、こういうところでどのように遺跡を研究し保護すればよいのか、現地へ行けば誰もがそう悩むでしょう。



第4図 鎌倉幕府の遺跡

もちろん地元の鎌倉市は、世界文化遺産登録を目指していますので、やはり一生懸命に発掘調査を、個人住宅から民間開発対応へと、いろんな努力はされています。例えば大倉幕府の推定地では、個人住宅や小さな民間開発でも試掘・確認調査をやっています。ある試掘地では、10面以上の生活面があって、14世紀ごろの柱穴や炉跡のようなものが確認されています（第4図、右）。さらに下層には大倉幕府の時期の遺構がのこされているかもしれない、と調査を紹介したパンフレットに書かれています。都市・鎌倉については、歴史学・歴史地理学的な研究や多くの場所での発掘調査がおこなわれており、報告書や研究書が刊行されてきたのですが、幕府跡そのものの解明はなお今後の課題として残されています。

大倉幕府推定地の北側の丘陵上には、源頼朝の墓と伝承されている石塔があります。それから、その南側の丘陵裾には白旗神社があります。「法華堂跡（源頼朝墓・北条義時墓）」という名で国の史跡に指定されています。だから、行政的になんて手つかずということでもないのですが、なかなか幕府跡の遺構解明までは進めていないわけです。

戦後の歴史研究でもっとも研究が進んだのは中世史だともいわれるようですが、研究の詳しいことは知らないでも、日本の歴史のなかでの鎌倉幕府成立の重要性というの、もうほとんど国民的な常識といってよいほどでしょう。一つの市における埋蔵文化財地域研究の課題ではありますが、重すぎる課題かも知れません。市は今後とも調査にいっそう尽力されるでしょうが、県や国も最大限の支援体制をとり、鎌倉幕府跡の恒久的な保存が進むことを多くの国民が望んでいるのではないでしょうか。

比恵・那珂遺跡群 都市化と埋蔵文化財保護とのあいだで、多くの市町村の地域研究が困難に突き当たる場面があるわけです。そうしたなかでも発掘調査が進展して、弥生時代の集落像を変えるような大きな成果が出た事例もあります。福岡市の比恵・那珂遺跡群です。非常



第5図 比恵・那珂遺跡群

に広い範囲で弥生時代後期後半の集落の状況が明らかにされています。これは、福岡市の久住猛雄さんの論文から借用した図です（第5図）。真ん中を南北方向の直線道路が貫いて、北側に運河がある。この集落を、地元の方は弥生の都市だといっておられます。

この遺跡、どこにあるかといえば、博多駅のすぐ近くです。博多駅のあたりはもうみんなビル街です。現代都市の中心です。こういうところで、これだけの発掘調査成果を出している。市が発掘調査体制を整え、ながい年月をかけて粘りづよくビル群のなかで調査を重ねてきました。その成果がこの図です。図を見ただけで感動しますね。

史跡鳥取城跡 次は鳥取市の史跡鳥取城跡です（第6図）。左の絵図の一番上に本丸、その下に二ノ丸、三ノ丸と記されています。中世からの城郭で、近世に池田家のお城となったものです。この三ノ丸が政府で、役所的な仕事をする行政の中心です。この背後の山側に天球丸と二の丸があります。右上の写真で見ると、山裾のコンクリート建物が県立の高等学校で、三ノ丸の中にあるわけです。戦後の昭和32（1957）年にこの鳥取城跡が国指定史跡になっていますが、史跡地の中に現在の校舎がつくられました。

その時もいろいろ紛糾した経緯があったようですが、それはともかく、その時に建てられた校舎が半世紀を経て老朽化し、再び建てかえる話が出てきました。史跡指定地の中で、しかも藩政の中心となる政府のようなところにコンクリート建物があつてよいのか、ということが当然ながら問題になってきたわけです。そこで三ノ丸の東側の運動場、ここは絵図で糧蔵があった場所ですが、そこへ一部校舎を移転してはどうかという話になりました。

発掘調査をすると、絵図にある倉庫群の跡が一面に出てきました。こんな保存良好な遺跡を壊して、新たに校舎をつくるなんてことはとてもできない。一方、学校関係者の方々は、もちろんこの伝統ある校地に誇りをもっていらっしゃる、存続へのつよい思いがあるわけ



第6図 鳥取城跡

ですね。この校舎改築をどうするのかということで県教育委員会主催のタウンミーティングが開催されたり、議会や新聞でも相当に取りあげられました。最終的には教育長さんや知事さんが決断なさって、当面は現校舎の耐震補強工事をおこない、将来の全面改築の時には学校を史跡指定地外へ移して三ノ丸を史跡にふさわしい姿で活用するという方向が出されました。

地域研究から遺跡の保護へ このような話は、お城のある都道府県・市町村の皆さんならたいてい経験されていることでしょう。特別史跡の姫路城跡や彦根城跡もそうですし、史跡小田原城跡もそうです。戦後の史跡の保護行政では、お城の中にある官公庁・学校などの建物がある公有地や私有地を少しずつ少しずつ史跡にふさわしい元の姿へ戻していく努力が積み重ねられてきました。そういう時に、ただ史跡だから出ていいってください、と役所的にいって聞く耳をもっていただけませんね。絵図や史料で歴史を復元し、発掘調査で確かにここに昔の遺構があるのだという客観的な事實を提示してこそ、説得力が増すというものでしょう。こういう時にこそ地域研究の成果が發揮されるわけです。発掘調査による地域研究の成果が現地説明会や講演会、マスコミ報道などで広く市民に伝えられる、そういう小さな成果の積み重ねがボディブローのような効果を發揮して保護行政もまた進展するのだとということでしょう。

現地説明会や講演会で、調査担当者がいきいきと成果を説明します。こういう時に、個人研究をしっかりやっておられる方のお話には、自信と説得力を感じられますね。専門用語を連ねるばかりではなく、市民のふつうの言葉で話す工夫もされている。個人研究といい組織的な研究といっても、保護行政のなかでは一体のものとして力が發揮されるわけです。



第7図 アルプス周辺の先史時代杭上住居群

3. 自然と歴史の特性を活かした地域研究・埋文行政

(1) 世界文化遺産とグローバルスタンダード

「アルプス周辺の先史時代杭上住居群」 話題を変え、世界文化遺産について少し考えてみましょう。今、日本の世界文化遺産の暫定リストには「百舌鳥・古市古墳群」、「北海道・北東北の縄文遺跡群」、「金を中心とする佐渡鉱山の遺跡群」などがあがっています。関係の地元としては、登録をつよく熱望しておられるわけですが、なかなか進まない（その後「百舌鳥・古市古墳群」は日本政府の候補になった）。

こうした暫定リストの物件の多くは、学術的に見て重要であるばかりでなく、世界文化遺産として各国の人たちに知ってもらうだけの重要性はあると思います。重要性をもっていますが、問題はその重要性をどういうふうにして説明・説得するかという、これも研究の力にかかっているわけです。研究の力点をどこに置いて説明するのか、このことが大事でしょう。

最近、私が世界文化遺産に関して感銘をうけたのは、平成23(2011)年に「アルプス周辺の先史時代杭上住居群」が登録されたことです。これは、スイス、オーストリア、フランス、ドイツ、イタリア、スロベニアの五カ国が共同で提出した候補でした。アルプスを取り巻くこれらの諸国は、旧石器時代には氷河で覆われた土地が多かったのですが、一万年ほど前から後氷期となって地球が温暖化はじめます。氷河が後退し、谷を削った跡地に水がたまつて各地にたくさんの湖ができる。そういう湖を生業の場として、新石器時代、青銅器時代、鉄器時代の集落ができたわけです。その湖の岸辺や渚のところに杭を立てて家を建てる、集落を営むということになります。

地質学・堆積学を中心に 理化学分析の重視

約100頁3カ国語の解説書刊行

年輪年代、建築構造の変化、集落の構成、水面高の変化と気候変動、植物相と穀物、石器、土器、木器、容器、織物、装身具、墓制、農耕・牧畜の波及、金属器の波及、交易、交通（舟、馬車）

研究の過程と活用の実情を見せる



第8図 地質学・堆積学を中心に理化学分析の重視

これは湖の中での発掘調査風景です（第7図）。グリッドを組んで、這いつくばって発掘調査をしている。小さく石ころのように見えるのが住居の柱や杭です。水上のボートで見守りながら、発掘調査を進めています。水の中には遺物がたくさん埋まっています。水中遺跡ですから有機物が特によくのこります。しかし、地表には何もないわけです。現代の風景しかないのです。ヨーロッパの文化遺産というと、たいてい石でつくった建造物の基礎だとか、城壁だとか、そういう地表に突き出た立体的なものですから、見てわかりやすく世界文化遺産にもなりやすいという一面があります。

それに対して、日本の先史遺跡などはたいてい木でつくった建物です。地表に構造物がほとんど残らない。古墳などは例外です。地表で見られる生活跡や集落跡はほとんどない。だから、日本の遺跡はハンディを背負っているのですが、ヨーロッパの遺跡の中でも、地表に何も残らない遺跡が世界文化遺産になった、ということで非常に驚いたわけです。

どのようにして、これを世界文化遺産へ登録するのに説明したかというと、ここに書いたように、地質学と堆積学を中心に、自然科学的分析を重視した（第8図）。3カ国語で100頁の解説書を作成して、年輪年代、建築構造の変化、集落の構成、水位の変化と気候変動、植物層と穀物、石器・土器・木器容器・織物・装身具・発火・墓制・牧畜などの波及ですね。金属器の波及、交易や交通、こういうものを自然科学的な手法を徹底的に駆使して説明したわけです。こんな特異な遺物がある、あんな珍しい遺構があるという羅列ではなく、環境を軸にして自然と人間との関わりを掘り下げてストーリーをつくったのです。

地質学・堆積学の重要性 一番基本になるのは、地質学とりわけ堆積学です。日本の埋蔵文化財行政では、毎年これだけたくさんの発掘調査をやっていて、埋文専門職員が約5700人もいるのですが、地質学で大学を出した人はほんの数えるほどしかいません。毎日、土を掘り



第9図 テフラ研究と落し穴

ながら、土層や遺構内埋土の線引きはおおむね先輩から教えられた経験的なやり方を踏襲するわけですね。それはそれなりに成果をあげているのですが、堆積学的な見方で分析すればもっといろいろなことがわかる可能性があるのです。大阪市の沖積平野での発掘調査の報告書に地質専門の方が描かれた地層断面図が掲載されることがあるのですが、同じ沖積平野で考古の方の描かれた地層図と比較しますと、土の見方がほんとに違うのだということがよく分かります。

フランスの開発関係発掘調査実施機関である国立事前考古学研究所や、イギリスでそうした発掘調査を支援するイングリッシュ・ヘリテッジといった国際機関には、地質部門の専門家が配置されています。フランスでは、事前考古学研究所の地方出先機関にも地質学の専門家がいます。試掘調査のトレンチをあけたあと、考古学の人と地質学の人が一緒になって断面図を作製している様子を見たことがあります。日本では、残念ながら東京・奈良の文化財研究所にもまだ地質学・堆積学の専門ポストがありません。国や都道府県でこういう分野の専門家が活躍するようになれば、日本の埋蔵文化財行政は量的な達成とともに、学術的な質の面でもいっそう向上することでしょう。

自然科学的な分析は、日本の事前発掘調査でもたくさんやっています。分析で活躍している民間会社もいくらかあります。平地の沖積層にある集落遺跡を掘ればよく有機質の遺物が出てきます。木片が無くとも、土壤中の花粉や珪藻の分析で人びとの暮らしていた自然環境が分かります。石器が出れば、岩石の産地とのつながりが問題となるでしょう。地表には何にもない、しかし、土の中から過去の歴史が浮かびあがる。こういう自然科学の諸分野との連携、文献史学との連携などを深めることができ、結局、埋文行政における組織的な地域研究の質を高めていくうえでこれからますます重要になってくるように思います。

北海道遠軽町 白滝遺跡群

1995年から
道埋文センターが
旭川紋別自動車道
関係発掘調査を実施。

→史跡の追加指定、
出土石器の重要文化財指定。
ジオパークとの結合



第10図 白滝遺跡群

(2) 地域の自然と歴史の特性を活かす

火山灰層と落し穴 日本は、地震、火山、台風、津波といったように自然灾害の多い国です。命を奪い生活に多くの苦難をもたらしますが、歴史の痕跡を地中に封じ込めて、後世、歴史の復元に役立つ一面もあります。その代表的な例が台地や丘陵の地表近くに堆積している火山灰地層です。火山灰層が考古資料の年代的な変遷、つまり編年をつくりあげるうえでとても重要な役割を果たしていることはご承知の通りです。AT火山灰（姶良丹沢火山灰、約2万9000年前）やアカホヤ火山灰（約7000年前）のような広域火山灰層と各地火山の火山灰層が組み合わさって、日本列島全城で年代的な前後関係を比較できる場合もあるわけです。

落し穴を例にあげてみます（第9図）。左上が静岡県三島市の初音ヶ原遺跡の落し穴例です。AT火山灰層より下の第3黒色帶（BB3層）中から穴が掘り込まれています。3万年あまり前という年代です。左下は鹿児島県中種子町立切遺跡の落し穴で、アカホヤ、ATよりも下位の種4火山灰層（約3万5000年前）の下で穴が発見されました。この遺跡の20基あまりの落し穴が、現在、列島最古ということになります。縄文時代になると落し穴の数は膨大になりますが、栃木県茂木町の登谷遺跡で検出された82基の落し穴は、年代が分かって興味深いですね（第9図右）。アカホヤ火山灰等の検出や放射性炭素年代などにより、落し穴の年代を縄文時代草創期から紀元1100年までとしております。

ヨーロッパでも、近年、落し穴の構造が相次いで発見されるようになりました。フランスのシャンバーニュ地方では、放射性炭素年代で1万年前を少しこえるような古さの落し穴があり、列状の配置も確認されています。中石器時代・新石器時代ということになります。ヨーロッパの石灰岩地帯は一般に表層土が薄いのですが、この地域には段丘地形が発達しており、穴の掘削が容易な土壤だったようです。ヨーロッパでも火山灰層の堆積する地域はあ



第11図 白滝ジオパークと遠軽町埋蔵文化財センター

りますが、部分的です。沖積地以外の開地遺跡では、層位的な研究がなかなか難しい。昨年フランスで国立事前考古学研究所とフランス先史学会の共催で「中石器時代に掘る」というシンポジウムがありました。新発見の落し穴を中心とした内容で、誘われてわたしも先に紹介したような日本の落し穴例やその他の掘削構造例を報告したのですが、参加者の皆さんには日本の火山灰層序とそこでの落し穴検出状況についての関心をもったようでした。もちろんそうした調査成果が日本の進んだ埋蔵文化財行政の成果であることは、よく承知されているわけです。

白滝の黒曜石とジオパーク どの地域にも自然環境と歴史に特性がある。特有の個性を地域研究の柱として、文化財行政を進めている地方公共団体が各地にあります。例えば、北海道遠軽町には赤石山という黒曜石の産地があります。すこぶる良質な漆黒の黒曜石ですが、褐色の模様が入ったり赤みのつよい黒曜石がある。それで赤石山なのでしょう。この山麓の湧別川沿いの河岸段丘上に、旧石器時代を中心とした白滝遺跡群が並んでいます(第10図)。この遺跡群の中に旭川紋別自動車道が建設されることとなり、1995年から北海道埋蔵文化財センターが発掘調査を実施しました。それより前には赤石山山腹の幌加沢遺跡遠間地点で札幌大学が発掘調査をしていたし、もっと古い研究の発端には遠間栄治さんの膨大な黒曜石製石器の採集資料があったわけです。遠軽町は、こうした資料を活かして合併前の旧白滝村役場庁舎を展示施設に改装し、白滝ジオパークの展示室と、国の重要文化財に指定された黒曜石製石器を展示する埋蔵文化財センターを設けました(第11図)。自然と人間の歴史の両方がそろったことがつよみです。石器は確かに素晴らしい見栄えもするのですが、遺物だけで満足するのではなく、黒曜石を産する山全体と結びつけて地域研究を進め、その成果を町民に示すとともに全国へ発信しようとした関係者の努力が何より素晴らしい



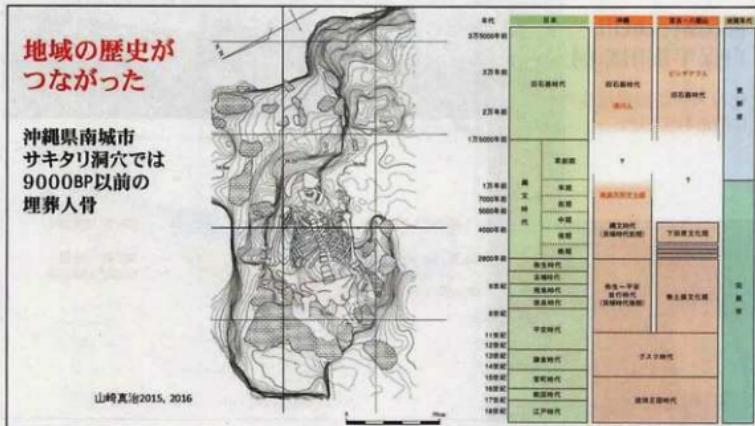
第12図 白保竿根田原洞穴

ですね。

沖縄の石灰岩洞穴と化石人骨 もう一つ旧石器時代の事例です。日本の旧石器時代遺跡は1万カ所以上あるのですが、火山灰などの酸性土壌が多いため、人間の骨や食料となった動物の骨がほとんどのこらない。石器ばかりが残るのです。ところが沖縄県はこれと逆なんです。人類学で旧石器時代の化石人骨だと判断された遺跡が、1980年代までに8カ所確認されました。あなたと世界 著名な港川人骨などですね。隆起珊瑚礁に形成された洞穴や岩陰が多いものですから、石灰質で骨の保存に適した自然条件があるわけです。ところが、確実に旧石器時代の石器だと学界で広く認められた石器が無い。人骨は同じ層の動物化石の種類や放射性炭素年代で旧石器時代と推定できるけれども、化石人が使った石器がなければ、文化的に旧石器時代かどうかを判断する手がかりがない、といった困った状況がながく続いてきたわけです。しかも人骨は断片的な場合が多く、骨格部位がそろっていてもばらばらな出土状態で、埋葬かどうかも判断できない。

ところが八重山の石垣市で新しい空港をつくるさいに、予定地の地下洞で洞穴学の専門家が化石人骨を発見しました。人類学界は調査をつよく望みました。沖縄県埋蔵文化財センターが平成21(2009)年からこの白保竿根田原遺跡の発掘調査を開始し、ついにほぼ全身骨格のそろった人骨が、しかも葬られた状態で発見されたのです(第12図)。人類学の専門家や調査担当者は、風葬墓(崖葬墓)だと見抜きました。出土した人骨はおよそ1100点で、10個体をはるかにこえると見積もられています。

何よりも重要なのは、これら人骨が複数文化層を含む成層構造堆積物の下部から発見されたことです。上からいえばグスク時代の包含層、1800年前の津波層、4000年余り前の下田原期包含層、約1万1000年前の包含層などが統いて、その下に約2万8000年前から約2万年前



第13図 サキタリ洞穴

の旧石器時代化石人骨層が埋もれているのです(図の年代は未較正年代)。これまで旧石器人骨と下田原期以降の歴史が大きく離れていましたが、白保の調査でようやく地層のなかで歴史の空白が埋まり、地域の歴史が旧石器時代からすでに知られている先史時代へとつながったわけです。炭素年代だけで歴史がつながるのではないでしょう。文化の中身、つまり文化層の重複が大切なことです。万をこえる年代の隙間を埋めた地域研究の成果は、これから沖縄県の埋文行政にとどまらず、日本列島や東アジアの考古学・人類学研究に計り知れないほどの影響を及ぼすでしょう。沖縄本島の南城市サキタリ洞窟では9000年前より古い埋葬人骨が発見されています(第13図)。これは県立博物館による学術調査ですが、白保の成果とあわせ、歴史のつながりの確認が沖縄県全域へ及ぶことが期待できそうです。

古代山城の地域研究と地方公共団体の連携 最後に、地域研究を通じて地方公共団体間の連携を深める試みの紹介です。平成19(2007)年から神龍石サミット、平成22(2010)年からは古代山城サミットが開催されてきました(第14図)。古代山城はたいてい史跡となっていますが、広い指定地の整備や建物復元に際して発掘調査が多くおこなわれます。そういう調査の成果を関係市町村が持ち寄って研究を深め、あわせて市民参加で山城にかかわるさまざまな企画を盛り上げようとする試みです。サミットですから市町村の首長がリーダーになる。埋蔵文化財行政はなんといっても行政の、教育委員会の一部門に過ぎないですから、首長が旗振り役になってくれることは、とても有り難いことですね。といつても持ち回りで世話役になった市の担当職員はたいへんなのだと思いますが、地域研究と埋蔵文化財行政の幅を広げ、市町村の担当者間で連携を深めるよい機会となっているのではないかでしょうか。韓国の本場の山城に出かける企画などもあったようですが、行政のなかではなかなか得がたい機会だったと思います。国際的な交流にもなるわけですね。



第14図 地域研究と地方公共団体間の協力

おわりに

埋蔵文化財行政と地域研究、個人研究と組織としての地域研究、これらに関連して法や行政の変遷と、いくつかの地域研究の実例を概観してきました。埋蔵文化財行政にとって、地域研究は不可能なことを可能にする場合があります。行政上のさまざまな困難、とくに遺跡の破壊か保存かが問われた時、問題を開拓できる可能性を秘めている。すぐに効果が無くても、いつかは生きる。地域研究は埋文行政にとっての武器のようなもの、といってよいかもしれません。別にけんかをするわけではありませんが、武器無くして戦えない。しかも行政と研究、そして個人研究と組織的研究という二刀流を使うことができるのです。大刀と小刀、どちらが大事かと問うても意味はなく、両方をうまく使いこなす人が達人です。行政といい研究といい、個人研究といい組織研究といつても、とどのつまりはそれらを使うのは行政マンであり研究者でもある一人ひとりの専門職員です。

日本の埋蔵文化財行政の黎明期には、坪井清足さんという卓越した両刀使いがいたのです。昨年（2016年）亡くなられましたが、文化庁で鑑査官、奈良国立文化財研究所で所長を務められました。1964年以降の覚書に基づく埋文行政、1964年体制と私は呼んでいますが、この体制ができる頃にも文化庁で活躍されました。一方で、绳文時代から古代、近世城郭など広い分野にわたる考古学の業績もよく知られています。優れた指導者がいて、行政と研究がうまくかみ合ったのですね。奈良国立文化財研究所で育った若手が地方公共団体へ移り、例えば大宰府跡・多賀城跡・一乘谷朝倉氏遺跡といった遺跡の発掘調査体制をつくってその調査成果を行政に活かしていました。奈良の研究所でおこなわれた各地方公共団体職員の研修は、発掘調査の質を向上させたことはもちろんですが、学術的な雰囲気のなかで専門職員どうしが自治体の枠を超えて横につながる貴重な機会ともなったわけです。そうした第一世代・第二世代の専門職員の苦労と努力が今日の国・地方の埋蔵文化財行政の基礎となっています。

埋蔵文化財行政はあくまでも役所の一部門です。しかし、役所の仕事に命を吹き込むことができるかどうか、生きた文化財行政を進めることができるかどうか、専門職員の皆さん行政・研究両面での活躍がほんとに大きいのだと思います。今後のいっそうの活躍を期待して、今日の話を終わります。

【図の出典一覧】

- 第4図左：山村重希 2009『中世都市の空間構造』吉川弘文館
- 第4図右：鎌倉市教育委員会編・発行 2011『鎌倉の埋蔵文化財』14
- 第5図右：久住猛雄 2008「福岡平野 比恵・那珂遺跡群」『集落からよむ弥生社会』同成社
- 第6図：鳥取市文化財団編・発行 2011『鳥取城跡遺跡（第20次調査）』
- 第7図・第8図：Association pour l'inscription des 'Sites palafittiques préhistoriques autour des Alpes' au Patrimoine mondial de l'UNESCO 2009 *PALAFITTES*
- 第9図右：中村信博 1998「溝型踏し穴研究序説」『栃木県考古学会誌』19、栃木県考古学会
- 第10図：北海道埋蔵文化財センター編・発行 2009『白海遺跡群IX』
- 第12図：沖縄県立埋蔵文化財センター編・発行 2013『白保竿根田原洞穴遺跡』
- 第13図：山崎真治 2015『島に生きた旧石器人 沖縄の洞穴遺跡と人骨化石』新泉社、山崎真治編 2016
- 『サキタリ洞遺跡発掘調査概要報告書』Ⅲ、沖縄県立博物館・美術館
- 第14図：第4回古代山城サミット高松大会実行委員会 2013『第4回古代山城サミット高松大会資料集』



平成 28 年度第 1 回埋蔵文化財担当職員等講習会の様子（秋田拠点センターアルヴェ）

埋蔵文化財の活用に果たす地域研究の役割

奈良大学教授 坂井秀弥

【日時】 平成 30 年 8 月 31 日 (木)

【会場】 横浜情報文化センター

はじめに

皆さん、おはようございます。ただいまご紹介いただきました奈良大学文学部文化財学科の坂井と申します。よろしくお願いします。まず、若干自己紹介をしておきます。私は昭和30年（1955）生まれで62歳になりました。公務員であれば1回退職して再任用とかそういう立場になっていますが、大学にいますので65歳まで一応勤められるというので、あと2年半くらい残っています。私の出身は新潟なのですが、大学は関西に6年間いました、その後、新潟に帰りまして、13年間新潟県教育委員会で仕事をしました。最初の10年はほぼ現場の担当で遺跡の発掘と報告書をつくるというのが大きな仕事でした。その後、県庁に異動しまして、いわゆる調整業務を3年間やりました。その後、平成5年（1993）から文化庁の記念物課に異動しまして、初めて東京生活というものを16年過ごしました。

大学教育と人材育成 平成21年（2009）の4月に奈良大学に移ってから今年で9年経ちます。大学というのは行政と環境が違って戸惑うことが最初多かったのですが、大学で学生を教えている間に、大学で埋蔵文化財の人材を育成するというのは大学だけではできないのだということを初めて実感しました。それは、考古学の勉強とか、文化財の保護というものは、教室の中だけでは絶対に教えられないということです。基本的な知識は教えられても、おもしろさとか感動といったものは、現場で経験することが多いからだと思います。実習もありますが、やはり期間も限られますし、うちの大学は学生が多いので考古学実習でも発掘実習はやらないのです。うちの学生は結構行政の現場にアルバイトに行っていますが、そういう場の重要性がかなり大きいと思います。そこで出会う先輩たち、担当者の人たちと、遺跡の発掘をしながら、遺跡ってこんなにおもしろいとか、難しいところもあるとか、生き生きとした先輩たちを見て自分もこんなふうになりたいと思うのが、恐らくこの仕事に就きたいと思う大きな動機なのだろうなと感じます。恐らくここにおられる方々もそういった経験を踏まれていると思います。

私が奈良大学に移ったころは、埋蔵文化財行政職の採用が全くありませんでした。しかし、5年くらい前からかなり採用がふえてきています。いろいろなところから、「奈良大学で受ける人はいませんか」という電話やメールをいただくのですが、逆にこの仕事を目

指す人が少ない。そうは言われても、人材育成は大学だけでやることには難しい現実があります。そこで、2年前に奈良大学で考古学協会を開催したとき、私と大阪大学の福永先生と2人で「大学教育と文化財保護」という分科会を持ちまして、今まで半世紀くらい積み重ねてきた文化財保護の成果を次の世代に渡すには、大学だけが人材育成をするのではなく、行政の皆さんにもこの危機感というか、現実を共有していただいて、何らかの取り組みを始めたいという想いでした。

文化庁説明会と近畿地区大学協議会 ちょうど昨年の1月になりますが、文化庁と奈良大学が共催で学生向けの説明会を開催しまして、近畿の学生が250人くらい集まって、教員も結構集まりました。多くの大学の教員と学生が顔を合わせる機会はめったにないなかで、これは大変有意義な催し物、イベントだと考えました。近畿地方では25の大学で考古学の講座をもっていますので、文化庁に頼らず、その教員たちと大学間の連携をまずつくりました。近畿地区大学考古学連絡協議会です。今年の1月、大学だけではなくて行政と一緒にあって、三重県を含めた2府5県と一緒に学生向けの文化財担当者の説明会を開いて、200人くらい集まって大きな成果がありました。

関西、近畿の大学では横の連携もつくっていきながら、今後の考古学教育ですか、文化財保護で活躍する人材を継続的に育てていきたいと、今思っているところです。今日はそんなこともちょっと頭の片隅に置きながら、このテーマをお話しします。タイトルは森先さんからいただいたタイトルをそのまま使いまして、ただ、私自身の今思っているところも少しありますからびったりといかないかもしれません、話を進みたいと思います。

1. 埋蔵文化財保護とその活用の意義

まず、埋蔵文化財の活用に果たす地域研究の役割ということについてお話しします。全体が4つの構成になっていまして、1が埋蔵文化財保護とその活用の意義、その次の2が日本の文化財保護体制とその特質、それから、3が埋蔵文化財保護と地域研究、そして、最後の4が文化財の本質と活用に必要な研究ということで、これまで40年くらい、私が文化財や考古学にかかわってきた中で思っている、現時点でのことをお話ししたいと思います。

埋蔵文化財保護の意義 まず、埋蔵文化財保護とその活用の意義ということです。遺跡の多くは、全部ではありませんけれども、文化財保護法上、埋蔵文化財として国民共有の財産として保護されています。文化財保護法の第2条に、文化財の定義が書いてあります。皆さんご存じでしょうか、文化財は6種類に分かれて定義されていますが、埋蔵文化財というのはそこに入らずに、後に土地に埋蔵された文化財という定義がされている、ちょっと異質な置かれ方をしています。埋蔵文化財は文字や記録から知ることができない我が国と各地域のかけがえのない歴史や文化について豊かに物語るからだというふうに考えられると思います。

戦後、遺跡が重要な意義をもったというのは、昭和22年、23年に終戦直後に発掘された静岡県登呂遺跡の発掘調査ですとか、昭和24年の群馬県の岩宿遺跡、こういった遺跡の発見が国民の大きな関心を呼ぶこととなり、恐らく、埋蔵文化財の意義が文化財保護法に書き込まれる背景になったと想像しています。それは、敗戦で歴史を失った国民が振り所のない中で、土の中から出てくる遺跡が自分たちの祖先の歴史を物語るという確かな手ごたえが、恐らく国民に深く受けとめられた結果ではないかと思います。おもしろいことに、戦後直後は発掘、乱掘というのでしょうか、それぞれの地域でかなり発掘というものが行わっていて、学校教育でも遺跡の発掘とか遺跡の踏査みたいなことが指導要領のようなものに書かれていることがあります。ひもとくと非常におもしろい。

埋蔵文化財調査と国民の負担 日本の文化財制度は、基本的に保護の対象を指定、あるいは選定という行為で厳密に、厳格に定めていきます。史跡であれば、保護する土地がどこまでなのか、きちんと縁引きをしていきます。その土地を、同意をとりながら指定するということで保護する。曖昧さはないですね。指定地を一步外に出れば許可は要らないけれども、その史跡の中であれば現状変更の手続きが必要であると、そういう指定の仕事を経験した人はわかると思いますが、かなり大変な仕事を伴います。

その一方で、埋蔵文化財は、周知されているというのが要件ですから、指定に比べてはるかに手続が簡単になっています。定義にも曖昧さがあります。法律上はきちんと書いていないので、行政的には文化庁の標準などで、どういうものが対象かというのを示してきたということです。その柔軟さゆえに、現在、文化庁の統計調査では46万カ所でしょうかね、30年くらい前は30万カ所くらいだったのですが、周知の埋蔵文化財包蔵地がぐんぐんふえていて、発掘調査は毎年8000件も行われている。この背景は、こうした埋蔵文化財の特性にあると思います。

毎年の埋蔵文化財関係統計資料によると、現在、発掘調査の経費はピーク時の半分以下です。平成9年の1320億円が、今は600億円くらいに減少しています。しかしながら、この水準でもなお世界屈指の水準であるといえます。国民1人当たりの負担額でいうと、今、世界一はオランダになっているという話ですが、金額からすると日本はトップであって、極めて発掘調査を一生懸命やっている国であるということです。この費用負担はほぼ世界共通で事業者負担ということでやっていますので、直接的には開発事業者が負担することになります。

しかし、突き詰めて言うと、公共事業が85%くらいですから、税金がかなり投入されている。それは、直接的には国民が負担していると言つていいだろうと思います。これだけの金額、600億円という額は、国民1人が大体500円ずつくらい負担する金額です。500円というと国立博物館の入場料がそれくらいですので、全員がそれくらいの負担をしているということになります。だから、結構負担をしていると言えば言える。これまでを累計すると、12~13年前は累積すると2兆円と言っていたのですが、その後を入れると今3兆円近くなっているのではないかと思います。道路建設等の費目に比べれば極めて少ないことは

事実ですが、結構なお金が使われているということです。このことを国民がきちんと理解して協力してくれなければ、この仕組みは十全に機能しないということです。

それから、もう一つ。これは当たり前のことがますが、埋蔵文化財というのは保護の対象にされているといいながら、発掘調査をすればそれを壊してもいいということになっているということです。したがって、記録保存の調査だけをしていると遺跡は残らないということになりますので、確実な保存を図るために史跡指定をするということになります。今、指定件数は1800件くらい、毎年20件か25件くらいが新たに指定されています。これには地域的な偏りもあるのだろうと思うのでその辺は問題がありますが、着実に遺跡の保護が進んでいるといえます。

国民の理解と地域研究 埋蔵文化財の意義を広く理解していただくことが極めて重要ですので、その理解を得るために保存された史跡とともに、これまで蓄積された膨大な記録保存の調査成果を加えて活用を十分図ることが必要です。活用というのは、そもそも文化財の意義について、その恩恵を国民の皆さんにあまねく享受してもらうというのが活用の意味なのだろうと思います。したがって、そもそもこういう記録保存の調査を続けるためには、その活用を通じてその意義を理解してもらう。やっぱり遺跡や文化財って大事だ、すごい、ということを感じてもらうことが極めて重要だということです。

多くの人は専門知識を持っていませんので、それが何年前だとか、どういう時代の、どういう中でつくられたものだとか、その時代の人はどういう生活をしていたかということはあまり理解されていませんので、それを専門家がきちんと研究をして説明することが大切です。そうしたことにより初めて多くの人が、遺跡から地域の歴史や文化を知り、過去の人々の営みを感じるものです。重要なことは、この現代に生きている私たちと同じ人びとが、過去にこの地で生活していたとか、営みを続けてきたということを肌で感じられるような感覚を持てるかどうかです。文化財というものは、私は、今の我々と過去の人びとがつながりをもち、そのつながりを通じて文化財は大切だという思いを持ってもらうことが大変重要なと思います。そういうことを行うためには、やはり専門家がその時代・社会のことを探求して伝えることが重要だと考えます。市民と地域の文化財とをつなぐためには、専門家による調査・地域研究が不可欠であるということになります。

2. 日本の文化財保護体制とその特質

発掘調査と地方自治体の専門職員 埋蔵文化財を担当する埋蔵文化財専門職員は、47都道府県と市町村の3分の2に、今約5700人が配置されています。広域の自治体である都道府県はともかく、市町村の3分の1には専門職員がいないわけですが、3分の2に配置されているということは、これは極めて重要なことでして、日本の体制の大きな特徴だと私は思います。海外の体制をいろいろ見ていくと、隣の韓国は地方公共団体、自治体にほとんど文化財の専門職というのがいないです。発掘調査は財団が行っている。しかも、地域に根

差さない財団が調査をしている。日本とある程度共通したところもあるイギリスは、都道府県に当たるところには専門職員が数人います。市町村に当たるところにはほとんどいらないというのが実態で、日本にこれだけの市町村職員がいるということは極めて特筆すべきことだと私は思っています。

発掘調査は、日本では、国が奈良の宮殿と一部の遺跡を掘っていますが、基本的に都道府県と市町村が発掘調査をするということで今日まで来ています。これは、直接的には1965年、昭和40年の文化財保護委員会と、日本住宅公団との覚書によっている。その前の年には、文化財保護委員会から各省庁への依頼文があり、開発事業者が各地の教育委員会に発掘調査を委託するという方法がとされました。しかし、その当時、専門職員は地方にはほとんどいらない状況でその方針が明確になったことにより、専門職員が配置されてきたということになります。

地域によっては、現在かなり民間の調査組織が入っているところもあるわけではありますが、多くは専門職員が地域のさまざまな時代、種類の遺跡を発掘調査しているのが一般的です。これが日本の埋蔵文化財保護行政で重要なところだと思います。職務として地域のさまざまな種類の遺跡を発掘調査して、その積み重ねを通じて遺跡の通史や地域史の専門家が育っていく。かつての郷土史家という人は、今はもうほとんどいない状態ですが、地域の歴史をだれが語れるかというと、文化財担当者しかいないというのが私は現実だと思います。大学にも研究者がいますから文化財担当者だけではないのですが、大きな役割を果たしているのは地域史研究者である文化財担当者だと思います。

市町村主体の文化財保護 国の史跡ですが、一部の大規模な史跡を除くと、指定のための調査・研究、指定後の調査、整備、復元、保存、管理、活用、こういった諸々のことは市町村が担当するというのが日本の文化財行政の大きな特徴です。国が指定をして、財政的な援助や支援はするのですが、基本は市町村がこういった様々な役割を果たす。多賀城とか大宰府とか、大規模史跡と呼んでいるものは都道府県がやっている場合もあるのですが、1800もある史跡の多くは市町村が担うということが基本です。

昭和40年以降、専門職員がまず配置されたのは都道府県です。これは、開発が一気に進んでいったからでして、記録保存調査に対応するために職員配置が進んだという側面があります。都道府県では人件費を事業者側からもらうというケースがかなり多かったのに対して、市町村では、きちんと自前で職員を置いて、みずから自律的にやってきています。この市町村がうまく機能しないと日本の史跡は成り立ちません。恐らく文化財保護行政は市町村が主体であり、都道府県はそれをきちんと支援できるかどうかが大きな役割ではないかと私は思います。

国主導で文化財保護に取り組む国もあります。韓国は史跡については国主導です。中国も体制からいってそうで、ヨーロッパに行くとイタリア、フランスなども国主導ですが、日本は市町村主体でやっているというのも大きな特徴であろうと思います。

もう一つ日本の特徴があります。市町村の担当者の皆さんには、埋蔵文化財以外のこと

担当している方々が多いと思います。文化財の専門職員といったらほとんど埋蔵文化財の専門であることが一般的で、建造物であろうがカモシカであろうが、民俗であろうが、さまざまな文化財を総合的に、考古学専門の埋蔵文化財専門職員が担当しているというのも、日本の大きな特徴だと思います。韓国などに行って話を聞くと、日本のような考古学偏重の体制だとほかの分野から文句が出るというふうな話を聞きます。坪井清足先生の存在が大きいのかもしれません、日本では昭和40年にいち早く考古学と文化財というものを結びつけて、その保護のために考古学があるといいますか、考古学が研究一辺倒ではなく、文化財を守るためにものであるという認識を持つことに繋がったのかもしれません。

文化財とまちづくり 発掘によって得られたさまざまな成果は、行政主体の保護体制であるからこそ地域の行政施策に反映しやすいことがあるだろうと思います。遺跡の整備・活用や、それを他の文化財とともに地域づくり、まちづくりにつなげることができれば、人々が文化財の恩恵を日常的に感じることになります。今、この地域づくり、地域振興、まちづくりは、観光振興とともに日本の全体社会の中で、政府の中で特に強い意識をもたれているのかもしれません、それはそれで結構なことだと思うわけです。

「地域の文化財を悲しみ、我が町をはぐくむ」。これは、私が文化庁にいた45歳くらいのときに、自分のやっている仕事は何だろうと思ってこの語句を考えたのです。私は、若いころは文化財でまちづくりなんていうのはほとんど思いませんでした。遺跡を掘っていればおもしろいし、いろいろなことがわかる。そんなふうに思っていたのが、仕事を続けていくうちに、世の中の変化もあったのかもしれません、自分の仕事が地域社会の将来につながっていく仕事であるということを認識することができて、それはすごく幸せな仕事なのだというふうに思うようになりました。こういったことを最近実感することが非常に多いのです。

3. 埋蔵文化財保護と地域研究

(1) 職務としての調査と個人研究の履歴

次に参ります。埋蔵文化財保護と地域研究です。まず、私自身のことを少し話したいと思います。先ほど申し上げたとおり、私は1980年から1992年度までの13年間、新潟県教育委員会に在職しておりました。最初の2年ちょっとは嘱託をしていました、その後、発掘調査がふえる中で正職員にうまく採用してもらいました。それから、もう一つつけ加えておきますと、私は大学院の2年間は兵庫県の宝塚市で嘱託をしていました。勤労学生をしていまして、後々考えると市町村での職務体験というのは非常に大きなものがあります。都道府県と市町村はかなり違うというのは、新潟県で仕事をするようになって、自分が2年間いた宝塚市と比べてはじめて知りました。県に入ると発掘調査をやるのが自分の仕事になって、365日、極端に言うと毎日考古学をするのが県かなと、そんなふうに思ったことがあります。

発掘調査と地域研究 最初の10年は発掘調査と報告書をつくることを担当いたしました。表を載せてありますが、私が新潟県に入ってから最初の7年くらいのことを記載しています。ここには発掘した遺跡すべては書かれていません。最初の年は縄文時代中期、大木の9式、10式くらいから後期の初頭くらいのすごく大きい城之腰遺跡^{はしのこし}という縄文時代の遺跡を、高速道路のパーキングエリア建設に伴って発掘しました。

第1表 新潟県での担当遺跡と担当論文

おもな担当遺跡名	おもな研究論文
栗原遺跡（重要、古代・官衙）～1983	1982「越後の灰釉陶器」
内越遺跡（弥生、報告書のみ）	1983「越後における7・8世紀の土器様相と面期」
今池遺跡群（古代・官衙）	1983「新潟県上越市本長者原庵寺の再検討」
一之口遺跡（古代・集落）	1985「頸城平野古代・中世開発史の一考察」
番場遺跡（中世・集落）	1985「越後の弥生後期についての覚書」
坪ノ内館跡（中世・居館）	1987「中世小木城下の復元」
～1987 山三賀Ⅱ遺跡（古代・集落）	1987「律令制の須恵器系譜」

4月に就職して10日くらいで現場に行ったら、現地は雪が1メートル50センチくらい。ブルドーザーで除雪して発掘したのですが、雪が周囲に山になっていますから、そこから水が垂れてきて仕事にならない、泥だらけになると、いやー、全くとんでもないところに来てしまったなど、自分の出身地でありながらそんなことを思いました。あとは、古代の遺跡や中世の遺跡を担当することが多かったわけです。私はそんなに発掘担当をしたのは長なくて、山三賀遺跡^{やまさんか}というのは1987年まで掘りましたが、これが最後の私の担当した遺跡になります。やはり発掘調査は、記録保存調査ですが、かなりの面積をバイパスや高速道路で掘りますので得られることはすごく多いわけです。それまであまり掘ってなかった地域の中にバイパスとか高速道路が通っていくと、あたかもその地域にトレンドが入っていくようにいろいろなことがわかっていく。土器なども、それまでほとんど縄年みたいなものもなかったのですが、私自身がやったのは、弥生の後期から16世紀くらいまでの土器は一応順番に並べてみて、新潟ではこんな変化があるのだということがこうした調査でわかりました。

私自身は、報告書はすごく大事な、一番基本になるものだと思っています。幸いにも新潟は雪で12月から3月まで現場をやりませんので、その期間で頑張ると報告書がある程度できることもあって、報告書をじっくり作ることができました。私がその中で感じたのは、現場と整理の担当者は遺跡をじかに発掘して解体していきます。本当に日々それを経験しながら、現場が終われば土器を日々観察しながら実測したり、パートのみなさんが実測したもの自分で手直したりする中で、土器を見ていくといろいろなことがわかるわけで、

それをきちんと報告書の中でまとめる、整理するというのが担当者の責務ではないかと思ったところです。

報告書は事実記載だけでいいという極論というか、そういう考え方の人もいます。報告書が事実記載だけなら、それを使う人はどうするかというと、例えば、土器がたくさん出ている住居址があれば、出土土器の図面をコピーして、一つ一つどっちが新しいとか古いとか検討しながら編年をつくり遺跡の変遷をたどるしかありません。しかし、そんなことは発掘した人は日々見ている中で感じていることであって、それを担当者がきちんと提示する。それをしてことによって初めて調査成果というものが多くの人に使えるものになるのではないかと思います。報告書で書けなかったことや、報告書に書くにはふさわしくないことは、幾つかの論文に書きました。

開発調整と地域研究 その後、3年間、県庁で調整を担当しました。2つの大きな遺跡の保存問題がちょうどその3年間に起こりました。1つは、いま新潟市に合併された新津市の古津八幡山遺跡^{（トトロハタケヤマ）}という遺跡で、もう1つは、いま長岡市に合併された和島村の八幡林官衙遺跡^{（ハチバンリムカバ）}。この2つの遺跡は、現在ではいずれも国の史跡になっています。

八幡山遺跡というのは、高速道路の土取りで全て山が崩されるということでした。私が1週間、分布調査に行きました、1カ所だけ製鉄遺跡が見つかりていたのが、130ヘクタールくらいの事業地の中で毎日毎日森にかぶれながら山を分布調査していくと、鉄滓があちこちに落ちている。それから、山城だと言われていたところも、前の週に担当した人がトレンチを入れていて、断面をよく見ると上のほうにきれいな盛り土があって、その下に包含層がはっきりと入っていました。そこから出土した土器を見ると、縄目がついている。これは縄文土器かな、と思うところですが、違うのです。東北の天王山式系の弥生後期の土器で、そうすると、この上にある山城とされているものも、古墳ではないかと思いました。簡単に平板で地形測量をすると、直径55メートルくらいの円墳にみえてくる。ちょうど半月形にめぐらぼもあるのです。そこで初めてこれはでかい古墳だということがわかった。それくらいの大きさで新潟県最大なのかと言われるとそうですが、新潟県では最大の古墳であることがわかって、しかも、その下に見えていた天王山の時期は弥生後期で、その時期の大規模な高地性集落が広がっているということがわかったのです。地元の新津市は、そのころはどこもそうでしたが保存に消極的で、それでも、これは何とか残さないと、ほかのどんな遺跡も残せないのでないかという危機感を持って調整に当たったところ、いろいろな人の理解もあって保存することができたというものです。

それから、八幡林官衙遺跡というのは古代の官衙遺跡ですが、「沼垂城」^{（ハシタツジヤマ）}と書いた木簡が出て大騒ぎになりました。新潟県で一番有名な歴史上の施設は「沼垂城」です。それを書いた木簡ですから、これは大騒ぎになりました。国道バイパスの橋脚がすぐそこまでできていて、さあどうするかということになったのです。結局は、トンネルにしてもらって残すことができたのですが、こういった調整の経験を感じたのは、やはり遺跡をどう見るか、その地域にとってその遺跡はどういう意味を持つか。古代史上最も県民に知られてい

る施設が書かれた木簡が出ている。この遺跡は沼垂城ではなかったのですが、木簡が出た遺跡が残せないとなれば、我が新潟県はこの先、何も残せないのではないかという危機感も感じました。そうした位置づけは、それまでの期間、私が1980年から10年くらい様々な遺跡を調査しながら学んだことが大きかったと思います。ですから、活用ももちろんですが、把握・周知・調整・保存、さまざまな行政の局面では、地域研究というものが大きな力になる。逆に言えば、それがないといろいろな段階の行政はうまく作動しないということではないかと思います。

(2) 埋蔵文化財行政と研究の関係

次に、埋蔵文化財行政と研究の関係についてです。昨年の本講習会で行われた地域研究をテーマにしたレジュメを少し読ませてもらったのですが、やはり研究というのは、この仕事をやっているとなかなか前面に出せないという話です。それは、私自身も感じてきたことです。研究というとそもそも個人的な行為である、属個人的なものだということがありますので、それは公務でやってはいけない、となるのだろうと思いますが、埋蔵文化財行政について言うと、これには3つの理由があるのではないかと思います。

まず1つは、文化財保護は考古学や歴史の研究を目的とはしてない、あくまでも文化財の保護のためにやっているのだという理屈があります。これは長岡さんのレジュメにも出てくる和田勝彦さんという文化庁に長くおられた方が明確に書いていますが、記録保存の調査も考古学の知識や手法、技術を使っているだけであって、考古学の研究のためにやつてはいない。このことをきちんと理解していない人が多いということを和田さんは言われていたと思います。それはそうなのです。それはそうなのですが、文化財に関する研究がなければ文化財の意味は理解できません。文化財はそもそも文化財保護法の第3条に、「我が国の歴史・文化を正しく理解するために欠くことのできないもの」という定義も書いてあります。研究により文化財から見えてくる歴史と文化を明らかにすることで、文化財の保護につながるということだろうと思います。

それから、原因者負担で行われる記録保存の調査が発掘調査の大半を占めていることについてはどう考えるのかです。文化庁の2004年の調査標準の中で、「今日の考古学等の水準を踏まえた上で行う」としていまして、報告書において遺跡全体の構造、性格、時期的変遷、地域における遺跡の歴史的位置づけ等について総括として記述することを求めています。私はその当時、この標準を書いた側ですが、そう思います。

先ほど言ったように、報告書に事実記載だけにすると、その調査成果はほとんど使えないものになることは明らかです。後世にいろいろな形で使われるために記録保存をするわけですから、使える状態の報告書にしておくというのが、基本だろうと思います。

それから、文化庁の調査標準では報告書から「考察」というのがなくなりました。考察がなくなったから文化庁が研究をするなと言っていると一部で誤解された人がいます。考察がなくなり「総括」というものが加わった理由は、考察という位置づけだと、個人研究のようなものが報告書の中に書かれるということがあったからです。従来の考察は、冒頭

に個人の名前が入ったり、本文に比べて分量がかなり長かったり、ほとんど報告書の内容とかかわらないものが書いてある事例などが実際ありました。かつて、記録保存調査の報告書が一般化する前からあった考察というものが、記録保存調査の報告書のなかにそのまま使われていった結果、考察というものの位置づけが個人研究も認めるような曖昧な位置づけになっていったと考えられます。

その一方で、膨大な、ボリュームのある報告書がたくさんあったのですが、ほとんどまとめがないものがけっこうあり、その結果報告の活用をうまくできないといったこともあります。そこで、「総括」という項目を設けて、調査でわかった成果をきちんとまとめることにしたわけです。もちろん、考察は不要だと言っても、総括では地域研究の成果がないと、恐らくきちんとした総括にはならないだろうと思います。

それから、地域研究という言葉について少し言っておきますと、文化財の意義を究明するために行うのが、ここで言っている地域研究です。ただし、その地域のことだけをやつていれば地域研究になるかというとそうではありません。かつての一部の郷土史のように、自分のところだけ見て、自分の地域の歴史がすばらしくて、よそはそうではないみたいな偏見はやはりまずいわけでして、広い視野での比較研究がその地域研究の中にも入るだろうと思います。ですから、地域のことだけをやっていればよいというわけではないということも注意しておきたいと思います。

(3) 誰のための研究か

行政施策に伴う研究 それから、誰のための研究かということを最近少し考えるのでけれども、史跡指定の際は、今、文化庁も総括報告書というものを求めていますが、これはほとんどが地域研究、学術研究の成果です。史跡は文化財保護法に「歴史上、学術上価値の高いもの」と書いてありますから、学術的な価値で決まりますので、学術的な研究がないと史跡指定はできないということになります。したがって、学術研究はやはり重要ということです。例えば史跡などでそういった地域研究がしっかりとなされると、それまで分かっていないかったことがかなり分かるようになります。そのことによって質の高い文化財になっていくのだということではないかと思います。

世界遺産もあちこちで盛んですし、文化庁が推進している歴史文化基本構想、それから、歴史まちづくり法の計画にしても、いずれも地域研究というものがないとできないということになります。そういう中で地域史研究者でもある文化財の担当者がその自治体の中で果たす役割は大変大きいと思います。今はそういう成果を首長部局、首長が直接推進したいということで、教育委員会にあったものを首長部局にもってくるところが市町村では非常に多くなっています。とりわけ、地域の歴史文化をまちづくり、観光振興に使おうとするところでは、そういう動きが多いわけです。それは、私は非常にいいことだと思います。

この会場近くの日本大通りというのは幕末から近代につくられた道路だそうですが、登録記念物になっていますね。それから、この建物もそうですが、非常に古い建物が、建物の外側部分、ファサードというのではないかと思いますが、それを保存して中に新しい建

物を建てる。これは、なるべく古い物を残しながら新しい物を新たにつくっていくために行っているもので、文化財保護がやっていることと共通します。ですから、こうしたまちづくりなどは文化財や都市計画などが一体的にやるべきことだらうと思います。

その一方で懸念されるのは、やはり首長部局では保存というものにほとんど関心がないとか理解がないこともあって、どんどん活用せよ、新しい物をつくれというような考えもないわけではない。したがって、そこで文化財の担当者が、いかに保存が重要であり、活用の上でも不可欠であるということを首長部局に理解してもらうよう説明できるかどうかが大変重要だらうと思います。一長一短があるだらうと思いますが、この辺のあり方は今後注視していく必要があると私自身は思っています。

文化財に関する人々のための研究 したがって、ここでいう研究行為というものは個人研究とは違うということです。誰のための研究かというと、第一義的には現代の国民や住民、市民のためものだと思いますし、文化財は過去から現在に至るまで様々な人が関わっていることが多いので、その人たちのためでもあり、文化財を残した人々のため、さらにいうと、将来の人々のためでもあります。これが研究の本質的な意味ではないかと思います。研究行為が結果として文化財担当者の研究者としての成果となることはあったとしても、その成果は、第一義的には行政に資するためのものだと思います。

文化財保護と研究との関係がきちんと理解されていないことが確かにあります。「文化財行政に研究は要らない」というような主張は論外としても、公務と個人研究のけじめがついてない場合も見られることがあります。そういう批判を受けることがないように、我々自身が注意をして自覚していかないと思います。

4. 文化財の本質と活用に必要な研究

(1) 文化財と過去・現在・未来

最後に、文化財の本質と活用に必要な研究とは何か、文化財と過去・現在・未来ということについてお話をいたします。文化財というのは、「過去の人々の営みを伝えるもの」というのが一番わかりやすい定義ではないかと思っています。過去の時代にいろいろな人々が生きる中でいろいろなものを造ってきました。それは、時代がたっていきますと、どんどん変化したり減失したりして量が減っていきます。例えば、1000年前のものであれば、現時点で残っているものはかなり少なくなる。一方、100年前のものであれば、失われているものはそれほど多くはないでしょう。ずっと減り続けるものを、文化財に指定することによって、お金をかけて保存処理したり、解体修理したりしながら残していくわけです。過去のもの全ては広義の文化財ということができると思いますが、それに対して狭義の文化財と言ふと、保存しようとするものを限定して保護の措置をとっていく。失われてしまわないように、法律で指定して、いろいろな技術とお金をかけて保護していくというのが狭い意味での文化財だらうと思います。文化財には、過去のものを今の我々が手を尽

くして将来の人のためにも残しておこう、伝えていこうという思いが基本にあります。過去・現在・未来というこの時間の中で存在するのが文化財であり、そのように認識することが重要ではないかと思います。

ですから、先ほど言いましたように、今のことだけ考えて未来・将来を考えないと、保存というのは危なくなってしまいます。観光振興に前のめりになり過ぎると、やはり財産を食いつぶしてしまって、将来の人々がその文化財の価値を享受できないという結果になるということを考えられます。活用というのは、文化財の本質的な価値が保存される、確保される範囲でというのが原則です。そこで専門家が、文化財の本質的価値というのは何か、文化財の特質からいうとどこまでだったら活用できるかという線引きをするわけです。遺跡でいえば、史跡は下に保護しその上に整備するとか、遺跡の保存上そこに人が立ち入ってよいかどうかといったことがそれにあたります。下の構造は保存に影響を与えないで将来に伝えていく、なおかつ、その遺跡の内容がわかるように整備・復元するということが求められます。やはり文化財という本質を考えれば、活用も重要ですが、保存を確保した上で活用だと思います。それを見きわめる責任は専門家である担当者がもっているということだと思います。

(2) 埋蔵文化財の活用と市民感覚

専門性という意味では、一つの地域であれば文化財担当者の中にも得意分野があって、そういう人たちが協力・連携する関係にあるのが一番理想的だと思います。1人で何でもかんでもできませんから、いろいろな専門分野をお互いに補いながらやる。そこで、その地域の中での連携ということを考えると、行政の研修だけではなくて、いろいろな研究会、地域単位の研究会もありますし、分野別の研究会もありますから、そういうところも重要な役割を果たしますし、市町村の間をつなぐ意味での都道府県の役割も大きいだろうと思います。

それから、文化財は、国民・市民がその意義を知ってこそ生きるわけです。一番典型的な例でいえば遺跡の解説が非常にわかりづらい。2ヵ月くらい前でしたか、朝日新聞の投書で、福井県の一乗谷に行ったけれど、そこに書いてある解説が大変難しくて意味がわからなかつたというものがありました。58歳の方だったと思います。一緒にいた若い方も全然わからないと言っていたとありました。やさしい言葉で解説してほしいというのが投書に載っていました。そのとおりだと思います。専門家だけがわかる言葉では、専門家のための文化財になってしまいます。こうしたことは学芸員などの専門家に対する否定的な見方につながりかねないと思います。

それから、埋蔵文化財や遺跡は埋め戻しさえすれば、基本的に保存ができます。建造物だと、常にその建物をどう使うかということや、活用の在り方と一緒に議論していくかないと保存もできないのですが、遺跡は埋めておけば何とかなるので、やはり意識的に活用することが重要だらうと思います。何よりも、遺跡の迫力というか、おもしろさというか、この土地にこんな歴史があったのだという驚きは、発掘現場が一番訴える力が大きいと思

います。現地説明会も、最近はあまりやられなくなっていると思うことがあります、やはり発掘現場というのは非常に重要ですからその公開活用というものは重要なだろうと思います。

第2表 各時代の當みに伴う多様な構造物

時代：	原始	古代	中世	近世	近代	現代
集落	-	-	-	-	集落	-
宮殿・都城				城郭		
寺社（法隆寺・東大寺）				城下町（都市）		
条里・溝渠・用水						

（3）現代の地域社会の成り立ちと文化財保護

最後になりますが、現代社会の地域の成り立ちと文化財保護ということです。今の社会、この横浜であれば幕末・明治で大きく変動して今の横浜の都市ができていきます。この場合は150年ですが、日本の県庁所在地は7割が城下町に由来します。そうなると、西暦1600年前後、近世初頭にかけて400年の歴史をへて現代までつながっているわけです。

村にしても、1600年前よりは少し前に今の村が成立して、その位置を変えずに現代に至っています。レジュメに絵図を載せてあります。これは越後国郡絵図と言うもので、上杉家に伝わり重文に指定されている絵図です。1597年の頃の部分で、ここに描かれている集落は、95%くらいが現在も確認できる集落です。したがって、16世紀末には今の伝統的な農村は存在するのです。新田村はもちろん後でできてきますが。そうすると、基本的に都市は1600年前後、集落はその前にできている。

現代人はそこに生活していますから、近世・近代の文化財というものは、現代の人々がアイデンティティーを感じる非常に重要な文化財になっていく。こういうことが、近世・近代の遺跡や文化財をどう扱うかという課題に結びつくわけですが、埋蔵文化財の場合は、中世と近世で取り扱いを分けているので、近世以降をほとんどやらないということが多いと思います。昨日報告があった熊本県の近世の道（清正公道）の話もそうだと思います。地域の人々が愛着を感じる文化財の扱いを、時代だけで切り捨てるということになれば問題にもなります。このことは、ほかの文化財ともあわせて、きちんと認識して対応していく必要があるだろうと思います。ですから、あくまでもこの会議は埋蔵文化財の講習会ですけれども、担当している皆さんの中では、他の様々な文化財を担当している人も多いと思いますので、トータルでどういう文化財保護が適切かという視点も常にもっておく必要があるだろうと思います。

国民・市民、専門家、行政の三位一体。私が常常よく言うことですが、国民・市民の要素を私自身が長く意識してこなかった反省があります。専門家や行政という立場で私がす



第1図 1597年の越後頸城郡：村落は現在とほぼ同じ
(東大史料編纂所1983『越後国郡絵図』)

つといったので、国民・市民にとって文化財はどうあるべきか、その役割は何か、ということについてあまり関心をもっておりませんでした。しかし、長く文化財とかかわって立場も変わってくると、やはり国民・市民・住民という方々がどれほど文化財というものに思いをもっているか、そこをきちんと理解しないとだめなのだと認識するようになりました。あくまでも主役は国民・市民・住民で、専門家・行政はそれを支援する役割だという姿勢を目指すことが必要かと思います。

5. おわりに

日本の文化財保護行政が本格的に始まって半世紀たちました。各地で様々な事情のなか、大変な状況のなかで組織をつくり、職員を採用し、役所の中でも様々な取組をして半世紀です。大きな変化も来ていますが、そろそろこの半世紀を振り返ると、何が成功したか、逆に何がまずかったかということも評価できるようになってきていると思います。今回の講習会のテーマにもなっている「地域研究」が、それぞれの地域の歴史・文化を、その地域の方々にどれだけ伝えられてきたかを左右しているのではないかと思います。

少し時間が超過してしまいました。まとまりのない話ですが、私の話はこれくらいにして終わりにしたいと思います。ご清聴どうもありがとうございました。

【主要参考文献】

- 坂井秀弥 2008『古代地域社会の考古学』同成社
坂井秀弥 2013「追跡調査と保護の60年」『考古学研究』238、考古学研究会
坂井秀弥 2016「近世以降の追跡に関する取扱い覚書」『文化財学報』34、奈良大学文学部文化財学科
坂井秀弥 2017「埋蔵文化財保護とそれを支える研究」『Web版 文化遺産の世界』 国際航業株式会社
(<http://www.isan-no-sekai.jp>)



平成 29 年度第 2 回埋蔵文化財担当職員等講習会の様子（福岡県吉塚合同庁舎）